

繊維産業における下請適正取引等の 推進のためのガイドライン

平成19年6月
経済産業省

1. はじめに

平成 19 年 2 月 15 日、政府において「成長力底上げ戦略」構想がとりまとめられ、翌日 16 日の経済財政諮問会議に報告され了承された。「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする人材能力、就労機会、中小企業の 3 つの基盤の向上を図ることを目指しており、当該 3 本柱の一つ「中小企業底上げ戦略」の中においては、下請適正取引等を推進することとなっている。本ガイドラインは、その一環として、繊維産業に関するガイドラインとして策定するものである。

2. 繊維産業における取引改善についての評価

生産工程が多段階構造にわたる繊維産業は、産業全体の生産性向上を図るべく I T 導入の推進を行ってきた。しかし、企業間システム構築のためには、公正な取引環境の整備が重要な課題であった。そこで、前提として取引改善を実現し、I T を活用して効率的なサプライチェーンを構築するための検討が民間主導で行われてきた。これは、下請取引等の適正化のみにとどまらず、適正な取引関係が生産性の高いビジネスモデルの一環として確立することを目指しており、先進的な取組となっている。特に、平成 11 年 7 月の繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、S C M 協議会）の発足に伴い、そうした取組は本格的に開始された。

その後、S C M 協議会は取引改善には各社の経営者自らが主体的に関与することが重要であるとの認識のもと、平成 15 年 5 月に経営トップ合同会議を開催した。その結果、平成 16 年 9 月に取引ガイドラインの総論に当たる「T A プロジェクト（※ 1）取引ガイドライン」（第一版）を策定するに至った。これをもとに分野ごとの特徴を反映させた検討作業を開始して、平成 17 年 10 月には「副資材の生産供給に関する取引ガイドライン」、「ニット製品の製品供給に関する取引ガイドライン」、「製品の生産供給に関する取引ガイドライン」を策定した。また、平成 18 年 10 月には「ユニフォーム素材の生産供給に関する取引ガイドライン」を策定した。

以上のように、繊維産業における I T を活用した効率的なサプライチェーンの構築、その前提としての取引改善への取組は、民間主導で強力に推し進められて来ており、経済産業省としても、今後とも S C M 協議会の取組を支援していく。

（※ 1）「T A プロジェクト」とは、繊維産業サプライチェーン全体の最適化を

前提とした場合の「テキスタイル、染色加工業、商社・生地卸商、アパレル間における生地取引に関するビジネスプロセスと取引形態」の策定を目指した取組のこと。

3. 経済産業省報告書における位置付け

経済産業省としても、各報告書の中で、取引改善、ITを活用した効率的なサプライチェーンの構築の重要性に言及し、SCM協議会を中心とした民間の取組への支援を明記している。

(1) 「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」(平成15年7月)

繊維産業に内在する弱点の克服と強い基幹産業への復権を目指して「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」がとりまとめられた。この中で、「SCM化・IT化の現状と方向」(参考1)が検討され、①進展状況、②これまでの問題点、③在庫ロスの状況、④SCM化・IT化の可能性、⑤今後の方向性に関する整理が行われた。

その結果、繊維業界としてSCM・IT化をより本格的に進めるため、SCM協議会の活動を強化することと、政府としてこれを支援することとなった。

(2) 「繊維産業の展望と課題」(平成19年5月28日)

「繊維産業の展望と課題」(参考2)においても、SCM協議会の活動への期待と政府のSCM推進協議会の取組への支援が明記されている。

4. SCM協議会による取引ガイドラインの遵守・実行

経済産業省としても、SCM協議会がまとめた「TAプロジェクト取引ガイドライン」(第一版)は、不透明で問題の多かった取引慣行を改善するとともに、生産性の向上を目的にしており、産業の競争力の強化に資することから、前述したとおり、先進事例として高く評価している。したがって、既にSCM協議会に参加している企業のみならず、繊維産業に従事する事業者は広く、「TAプロジェクト取引ガイドライン」(第一版)を始めとする一連の取引ガイドラインの趣旨を理解し、遵守・実行されることを要望する。

また、SCM協議会においては、今年度に第二版の取りまとめを予定している。今後、取引改善への取組が加速するとともに、今年度設置予定の取引相談室を活用し、取引ガイドラインを実施する企業が更に拡大することを期待する。

「T Aプロジェクト取引ガイドライン」（第一版）の概要は以下のとおり。

<取引上の問題点>

繊維の取引にあっては、発注数量と引取数量の不一致や、支払方法・費用負担・品質等に関する問題が頻繁に発生しているが、これらは次のような曖昧な取引環境が原因。

- (1) 書面による取引ではなく、口約束による取引が常態
契約書がなく、担当者間の口約束で取引されており、責任の所在や取引内容が不明確。
- (2) 契約内容に関する認識の差異
数量、品質、納期などの取引条件の取決めが行われていないこと、用語の定義が曖昧なことから、当事者間の認識が異なる結果となっている。
(例：数量であれば、発注数と引取数の違い、納期であれば発送日と到着日の違い等)

<取引ガイドラインの内容>

- (1) 発注書（個別契約書）を発行する
 - ①数量、納入期日等を確定した発注書を発行する。
 - ②実態とあまりに乖離しないよう、いきなり発注書を確定するのではなく、取引実施の 3ヶ月くらい前から、幅をもたせた取引数量及び納期等、予め定めた計画情報共有項目を当事者間で提示。その幅を徐々に狭めていき、1ヶ月前には確定する。
- (2) 業務条件の具体的内容を事前に確定する
最小ロットや、送料負担、割増価格、割引価格、納期遅れ時のペナルティ等の業務条件確認項目を「T Aプロジェクト取引ガイドライン」（第一版）において一覧表で提示。事業者に対し、各項目の具体的内容について、取引相手と発注書を交わす前に協議し、確定しておくことを奨励。
- (3) 基本契約書を締結又は修正する
経営トップ間において、基本契約書を締結又は改訂する。新しい基本契約書には、(ア)一般論として「T Aプロジェクト取引ガイドライン」（第一版）の導入に合意するとともに、(イ)計画情報共有項目及び業務条件確認項目を確定し、記載する。

5. 法令の遵守

繊維業界の取引慣行についての事例集として、公正取引委員会より、平成 13 年 9 月 28 日付けで「繊維製品に係る取引の適正化について」が公表され、関係団体に対して公正取引委員会経済取引局取引部長名でその周知が促されている。これに併せ、経済産業省としても、繊維業界に対して下請代金支払遅延等防止法の遵守を呼びかけてきたところである。

その後、平成 15 年度に同法が改正されたが、依然として、新しい違反事例や改善の進んでいない部分も見受けられる。繊維製品の取引に従事する事業者は、過去の違反事例集（※2）及び同法の改正内容を理解し、同法をより一層遵守されることを要望する。

（※2）公正取引委員会ホームページに掲載。

(参考 1) 「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」(平成 15 年 7 月)(抜粋)

5. 国の役割

(1) 構造改革の推進

③ 生産や流通を効率化し、ロスを大幅に削減するためには、SCM化・IT化が欠かせないが、これまでのところ、既往のシステムは、取引グループ毎等に各々部分最適化を企図しているにとどまっており、小売段階でのPOS情報や顧客情報等は、決して川中段階まで遡っていくことはなかった。アパレルにおいては、少数の大手トップ企業は発展する一方、大手企業全体の取扱いのシェアが低下してきているような現状にはあるが、今こそ、これら小売段階の情報を川中の製造段階でも即座に入手可能なものとし、ロスの大幅削減を実現していくことが必須となっている。

このため、国は、次の対応を行うべきである。

ア) SCMの推進を図るためには、国内取引ではこれまでなかなか困難であった取引の条件や慣行の是正や統一化・平等化を含む、川下と川中、川上との真のコラボレーションが実現されなければならない。このためには、経営トップのイニシアティブ発揮が不可欠であり、これを促すため、繊維ファッションSCM推進協議会(繊維産業流通構造改革推進協議会)が中心となって推進する経営トップ合同会議を、国としても全面的にバックアップする。

7. SCM化・IT化に関する詳論等

(1) SCM化・IT化の現状と方向

① 進展状況

既存の各システムは、川上から川下までの一部しかカバーしていない。また、各企業ごとに業務システム開発が行われ、かつ、それが各作業単位での部分的な最適化の範囲にとどまったものが多い。

ア) 一部大手合繊系メーカーが合同で資材の調達、糸の販売を行うWeb-EDI(インターネットを利用した電子データ交換システム)を開発し、それぞれそれを用いたサービスをスタートしている。

イ) 一部大手アパレルまわりのIT化は、大きく分けて3つの大手百貨店グループとの間で、Web-EDIサービスが広がりつつある。しかし、一部を除き、単なる受発注取引のIT化に過ぎない。また、一部のアパレルと一部の産元間でも、ウールの重衣料について織物から製品までの受発注及び生地の物性検査の情報を共有するWeb-EDIサービスが活用され始めている。さらに、一部のアパレル、一部の百貨店等の間の伝票レス化等による物流の合理化のためのWeb-EDIサービスが平成15年度本格運用に向け一部スタートしたところである。

ウ) SPA(製造小売業)のIT化は、比較的進んでおり、直営店等のPOS情報を活用している。例えば、直営店・フランチャイズ店のPOS情報に基づき、傘下の靴下製造事業者が1~2日で生産、納品し、値下げや商品の店舗間移動により短期間に売り切る企業がある。一方、いわゆるITシステムを導入することなく、非常に頻繁に店頭を飾る商品を変え、商品を売り切ることで成功している企業もある。

エ) 一部の量販店では、POS情報や店舗毎の徹底した在庫管理情報を活用して、低価

格で売れそうな多品種の商品を主に海外から買い取り、商品の店舗間移動といった物流の合理化等により短期間で売り切っている。

②これまでの問題点

- ア) POS情報や顧客情報等は戦略的に重要な情報であるために、たとえ取引関係にある川中の製造事業者であっても、入手することが困難である。
- イ) 各企業のシステムの開発・構築に当たり、システム・ベンダーへの依存が大きかったこともあり、目的達成のために必要最小限のシステムとならず、不要な機能が付き、コストが高いものとなったばかりでなく、オペレーションが複雑で使いにくいものとなったケースが多い。さらに、汎用ソフトと言っても、実際に使用する場合には、多くの手直しが必要であった。
- ウ) 各企業のシステムの相互運用性（インターオペラビリティ）に欠けている。
- エ) 各企業のシステムの開発・構築に当たり、セキュリティ等を考慮した結果としてV A N（専用回線）を選択するケースが大宗であった。このため、インターネット対応が普及した現在においては、システム改良が必要であった。

③在庫ロスの状況

- ア) 織物業、染色業等において、生産ロットの大きい糸及び生地で、かなりの量の在庫がある。
- イ) 商品の消化率目標を例えばレディースで約7割、メンズで5割強と設定する等かなりの割合で未消化商品の処理をせざるを得ない状況にある。一方、買い取り取引とI T化等により未消化商品の発生が非常に少ないアパレル、小売もある。

④S C M化・I T化の可能性

- ア) 期中追加発注・投入については、最終製品製造工程に近い部分（特にニットであれば編。布帛であれば縫製。）は十分に対応可能だが、そうではない織り等の部分では、見込み生産と生地等の在庫のリスクを負う必要があり、S C M化・I T化のメリットには限界がある。
- イ) 回転数の高い小ロットの商品の場合、追加投入よりむしろ迅速かつ正確な次期商品の企画と投入が必要となる。例えば、高価格帯ベターゾーン商品を扱うS P Aでは、買い取りの取引を行い、特にレディース商品は、メンズ商品の倍以上の入れ替えを行って毎週のように入れ替えることも少なくない。このような場合、次期商品の企画と投入を迅速に行うため、P O S等を利用し、川中の製造事業者が、その情報に基づき精度の高い見込み生産の準備を始めたり、更には自ら商品企画をし、提案することが非常に有効である。

⑤今後の方向

- ア) 大手アパレルとデパート間で進んでいるS C M化・I T化をより川中まで進める。まず、A Tネット（毛関係の重衣料関係を始めとする分野）からそれを行い、小売情報等を極力リアルタイムで共有することが現実的である。
- イ) S P A事業において行われている、川中の中小企業等による小売情報等のリアルタ

イムでの共有と、商品の企画・開発、生産、販売の一体的なマネジメントを普及する。

(参考2)「繊維産業の展望と課題」(平成19年5月28日)(抜粋)

3. 繊維産業が全体として取り組むべき課題と国の役割

(1) 構造改革の推進

②取引慣行改善やIT活用による生産性向上

- ・ 多段階構造を有する繊維産業においては、最終消費者の購買動向などについて関連する工程間で情報共有することが生産性向上の1つの鍵である。しかし、実際に進展しているのは、個々の企業間の情報共有であり、業界標準としての情報共有の基盤構築が伴っていないという限界もある。このような業界全体としての基盤を現実的に即して円滑に構築するためには、個々の企業間の情報化を進めて成功事例を生み出し、IT活用に対する意識を高めるとともに、既存の有カシステム間の接続などの方策を検討することが重要である。
- ・ 工程間の情報共有にITを効果的に活用するためにも、取引慣行の改善が喫緊の課題である。このため、繊維産業流通構造改革推進協議会(以下、SCM推進協議会)の活動をさらに強化していく。特に、経営トップ合同会議に参加している企業は「TA(テキスタイルアパレル間)プロジェクト取引ガイドライン」を承認したことの責任の重要性を認識し、「買い手」「売り手」の立場を超えて「TAプロジェクト取引ガイドライン」に基づく基本契約書の締結を積極的に実践することが重要である。経営トップ合同会議の参加企業は、「TAプロジェクト取引ガイドライン」の普及活動やそれに基づく取引を推進していくとともに、各業界団体においても、傘下の会員企業に対して積極的な推進を図ることが必要である。SCM推進協議会にはこうした流れを確実にするために積極的な活動を展開することが期待される。
- ・ 政府は、取引慣行の改善を中心とするこれまでのSCM推進協議会の取組を引き続き支援する。ITを活用した生産性の向上を図る政策の一環として推進することとしている経済社会インフラとしての電子商取引・電子タグ基盤の整備に向けて、繊維産業において先行的な取組を進める。具体的には、繊維産業の各段階で素材・製品仕様や販売情報の共有、在庫管理等の相互参照を容易に集約管理できるような情報共有システムの構築に向けた工程表を作成し、各企業の情報共有の障害となっている様々な問題についても検討を行い、情報共有ネットワークの構築・導入に向けた検討を具体化していく。また、既に関係者が一体となって進めているアパレル・小売間の電子タグ・EDIの標準化・実用化の取組を加速し、流通・物流分野も含めた情報共有基盤を確立していく。具体的には、GMSや百貨店などとの業態を越えた商品情報の同期化やEDIの標準化の推進、標準化された電子タグの普及、これらの融合に向けた検討を行うとともに、アパレルや流通業界も参画した委員会を引き続き開催し、上記の成果を業態を越えて広く展開していく。

参考資料

- (別添 1) 「繊維産業の展望と課題」(経済産業省)
- (別添 2) 「T A プロジェクト取引ガイドライン」(第一版)(S C M 協議会)
- (別添 3) 「繊維製品に係る取引の適正化について」(公正取引委員会)
- (別添 4) 「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の成立について」
(公正取引委員会)
- (別添 5) 「下請代金支払遅延等防止法の繊維関連違反事例集」(公正取引委員
会のHPより抜粋)